

天城町農業委員会 10月定例総会議事録

1 開催日時 令和 7年 10月 15日 (水) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 19名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	平野 勝哉
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	上松 初美
4	松原上区	麓 福太郎	14	大津川	寶山 照助
5	前野	池上 雄二	15	瀬滝	奥 好生
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	吉川 貴也
7	浅間	勝尾 真一	17	当部	岩元 聡
8	浅間	元田 秀満	18	三京	若山 秀也
9	天城	貞山 博一	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	永井 学			

4 欠席委員

5 事務局 2名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	廻 美沙	2	係長	中山 一輝

6 参加者 0名

番号	所 属	氏 名

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第20号 農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見について
- ・議案第21号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第22号 農地法第4条許可申請について
- ・議案第23号 農地法第5条許可申請について
- ・議案第24号 非農地証明願について
- ・議案第25号 地域計画の変更に係る意見聴取について

(3) 報告事項等

- ・その他（協議会等）

令和7年10月15日（水） 開議 13時30分～

（事務局）

配付してある資料の確認をお願いします。

定刻となりました。定例総会の前に仲会長よりごあいさつをお願いいたします。

（仲会長）

仲会長のあいさつ

（会長あいさつ後、定例総会に入る。）

ただいまの出席委員は19人であります。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和7年10月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、岩元委員、中島委員を指名します。

日程第2

会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日１日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例総会の会期は、１日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者多し。）

ご異議なしと認めます。

日程第３ 議案第２０号 天城町農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。

事務局に申請番号７３番の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、申請番号７３番に対する担当委員の調査報告を求めます。

中島委員、政委員、お願いします。

中島委員

申請番号７３番についてご説明いたします。参考資料の１ページですね。場所は松原の方から与名間の方に行って闘牛場入り口から２００ｍぐらいですかね。行きますと右手に東

側に入る道があるんですが、こちらを入れてすぐ左手に行った右側の土地になります。この土地はですね。ちょうど申請人の実家が手前にあるんですが、住宅を建設したいということで調べたんですが、ちょうど実家の北側のほうに畑があるんですがそちらのほうに建築したいということで今回の申請になりました。この畑はもともと親のほうがキビを植えてやってた畑で何ら問題ないと思いますが皆さんのご審議よろしくをお願いします。

政委員、補足説明はありませんか。

政委員

ありません。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号73番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号73番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この議案は、許可意見として町に答申します。

日程第4

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号74番から84番までの説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

申請番号74番について、担当委員の調査報告を求めます。
麓委員お願いします。

申請番号74番について説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。場所は中野木材のすぐ真横になります。畑も段差があって境界もはっきりしてます。何ら問題ないと思います。参考資料の2ページですね。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号74番について、採決します。

麓委員

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号74番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号75番について、担当委員の調査報告を求めます。

前田委員お願いします。

前田委員

はい、申請番号75番について説明いたします。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。場所は参考資料3ページと4ページになります。大石グジン、崎原が3ページ、サク、竹之根が4ページになります。境界等もはっきりしてますので何ら問題ないと思いますので皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号75番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

ます。

賛成多数。

よって、申請番号７５番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号７６番について、担当委員の調査報告を求めます。

前田委員お願いします。

はい、申請番号７６番について説明します。譲渡人と譲受人は兄弟になります。場所は参考資料の４ページをお願いします。境界等もはっきりしてるので何ら問題等はないと思います。ご審議お願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号７６番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号７６番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

前田委員

次に、申請番号７７番について、担当委員の調査報告を求めます。

元田委員お願いします。

元田委員

申請番号７７番について説明いたします。譲渡人と譲受人は兄弟になります。参考資料の５ページをご覧ください。現地につきましては、天城石油がございます。天城石油の横の農道を天寿園の方に向かって行きますと小さい看板で空港入り口方面という看板がございますが、その看板のところを浅間集落に向かっていきますと左側にため池がございます。そのため池の下流側になります。そこらへんは地籍調査も終わってまして、何ら問題はないと思います。境界等もはっきりしていますんで。皆様方の審議をお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号７７番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号７７番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号７８番について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員お願いします。

勝尾委員 ７８番の説明をしたいと思います。譲渡人と譲受人は親子になります。参考資料の５ページをご覧ください。参考資料の下の方になります。大字浅間。ここは地籍とかも入っていて境界等も問題ないと思います。皆さんの審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号７８番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号７８番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号７９番について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員お願いします。

勝尾委員

７９番について説明したいと思います。譲渡人、譲受人は親子になります。参考資料の６ページと７ページをご覧ください。浅間池田４３０の地番は参考資料の６ページになります。こちらは地籍の方が入ってまして、何ら問題ないと思います。残りが５ページになります。こちらは畑総地区になります。境界等ははっきりしています。何ら問題ないと思います。皆さんの審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号７９番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号７９番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号８０番について、担当委員の調査報告を求めます。

中島委員お願いします。

中島委員

はい、申請番号８０番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は参考資料の７ページをご覧ください。松原の港橋から東側の方にですね。墓沿いに行きますと水くみ場があるんですが、そこをちょっと行きますと中央通りといいますか、大きい道があるんですがそこを東側に行って十字路をまた南側の方に上がって行って左手の高台になっている畑になります。この申請は譲渡人のほうが目が悪くなってきて農業が出来なくなってきたものだから今回の処分内容になりました。畑は畑総地区で何ら問題ないと思いますが皆さんご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号８０番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号８０番は、審議の結果、これを認めるこ

とに決定しました。

次に、申請番号８１番について、担当委員の調査報告を求めます。

宝山委員お願いします。

宝山委員

申請番号８１番について説明します。譲渡人と譲受人は兄弟になります。参考資料８ページから９ページになります。砂川２８８番ですが、８ページをご覧ください。南部保育所の手前にですね。当部に向かって行く道がございます。そこをずーと進んでいきますとあがり又に向かう手前の方に砂川２８８番がありますが、こちらがですね畑総が入っておりますして現在、草を植えています。次に９ページの方になります。村田５２８番１になります。こちらがですね、大津川の南部保育所と髪工房の間に農道があります。そこを東側に町道がございます。約２００ｍ入ったぐらい、その右側に草を植えていますけどもこちらになります。親の代から耕作されている農地でございます。特に問題ないと思います。それから国当６３９番のほうでございますけども、こちらがですね髪工房の裏に１００ｍ行った所になります。これは譲渡人の実家になります。こちら親の代からずっと耕作している土地になります。７１９番ですけどもこちらがですね南部保育所の北側になりますけども、以前から草畑として管理している所でございます。それから下前又８０７番こちらがですね南部保育所の手前を右に海岸に向かって行きますと瀬滝に

向かう基幹農道がございます。その手前を左側にですね。50m進んだところになります。こちら草が植えられています。こちらは畑総事業が入ってしまして境界等もしっかりしております。それから後竿1030番4ですが南部保育所の手前を約100mぐらい行った小さい所ですが牛舎の東側になります。境界等もしっかりしております。大窪1030番4と1042番1です。兼久小の後ろ側の畑総地区になります。畑総も入ってございまして、境界等もしっかりして問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号81番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号81番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号82番について、担当委員の調査報告を求めます。

中島委員をお願いします。

中島委員

はい、申請番号８２番について説明します。譲渡人と譲受人の縁故関係はございません。参考資料の７ページをご覧ください。松原を与名間方面に向かって港橋から２００ｍぐらい行ってカーブを超えてすぐの右側になりますけども、今は何も植えてなくてももともと譲受人の実家があった場所の横になります。場所的には境界等はしっかりされており問題はないと思いますが皆さんのご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号８２番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号８２番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号８３番について、担当委員の調査報告を求めます。

麓委員お願いします。

麓委員

申請番号８３番について説明いたします。譲渡人、譲受人

は縁故関係はありません。もともとこの土地は譲渡人と譲受人の親同士が話をされていて今回、３条で上がってきました。境界等もしっかりしていて問題ないと思います。皆さんご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号８３番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号８３番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号８４番について、担当委員の調査報告を求めます。

平野委員をお願いします。

平野委員 ８４番について説明します。この議案は先月に場所が違ούνじゃないかということで却下した案件になります。参考資料の１２ページをご覧ください。兼久のゴルフ場の北側のＴさんのハウスの上のほうになります。先月の説明では今の赤

丸より北東の部分にありました。大きさもちっと大きかったと思います。2日の日に立会のもと現場確認してきました。問題はないと思います。皆様のご審議よろしく願います。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号84番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号84番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第5

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号85番の説明を求めます。

（事務局の説明）

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

平野委員、上松委員、お願いします。

平野委員

はい、８５番について説明します。この議案は道路拡張のため家のほうが少し道にあたるということで、参考資料の１３ページをご覧ください。天城中学校の南側ですね。１１１０番１０の土地に家を建てるそうです。問題はないと思います。皆さんの審議をお願いいたします。

上松委員、補足説明はありませんか。

上松委員

ありません。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号８５番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号８５番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第６

議案第２３号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号８６番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
中島委員、政委員、お願いします。

中島委員

はい、申請番号８６番について説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。先ほどの申請番号７３番と説明は同じなんですが参考資料の１ページですね。皆様のご審議お願いします。

政委員、補足説明はありませんか。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号８６番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号８６番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

日程第7

議案第24号 非農地証明願申請についてを議題とします。

事務局に申請番号87番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

前田委員、麓委員、政委員、お願いします。

前田委員

申請番号87番について説明いたします。参考資料4ページをお願いします。三協建設の自宅の上の方に住宅があるんですがその上のほうの赤い丸で囲っている場所になります。現地の確認を9月の29日に麓委員、政委員とあと事務局の方としてきました。この場所に入れる道もなくあと周りをイノシシの防護柵で囲ってあって中に入れる状態ではありません。40年以上耕作をしていないということなので、これを機に非農地証明を上げることになりました。皆様のご審議をお願いします。

補足説明はありませんか。

補足説明なし。

これから、本案に対する質疑に入ります。

奥委員

会長、現況のところに畑と書いてあると、そもそも協議が

できない。現況は山林化していると書かないと、登記は登記簿とおりに書くんですけど、現況のところは原野とか書かないと現況を畑のままで協議すると矛盾があると思うんですけど。

事務局

課税地目で表示しています。

奥委員

課税地目が間違っているわけよ。現況と合わせてないだけ、こっちは当たり前のものにしないと。現況が畑で申請事由が山林化しているでは矛盾がありませんか。

会長

事務局、課税じゃなくて現況のもので書いたら。

事務局

確認した現況地目で載せます。

会長

現況は山林になっているようなので山林に修正してください。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号８７番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いし

ます。

賛成多数。

よって、申請番号８７番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第８

議案第２５号 地域計画の変更に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局に申請番号８８番の説明を求めます。

事務局

はい、２５議案について説明します。参考資料として地域計画の変更前と変更後で配布してあります。変更内容としては地域計画の区域の中の農用地面積等の変更がありました。変更前として９０８ha、変更後に８９９haに変更となります。添付資料に目標地図の現況と変更後のものを載せてあります。場所が瀬滝集落になるんですけど対象になる土地を参考で載せてあります。ご確認よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

会長

目標地図で色がいないところは地域計画に入っていないということ。

事務局

変更前の資料で、色がついている場所は地域計画に入っている場所です。今回の変更ではこの色がついている場所が地域計画から外す農地になります。今後、この農地で転用の予

定があることから地域計画から外す流れになってきます。

政委員

変更前の資料で色がついてるのが地域計画の農地ということ。

事務局

そうです。地域計画の区域には色付けがされています。

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号８８番について、採決します。
お諮りします。

本案は「意見なし」と
して答申することに、
賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号８８番については、審議の結果、

「意見なし」として
答申することに
決定しました。

日程第９

諸報告を行います。お手元に配布してありますので、お目

通し願います。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

協議事項等ありませんか。

（協議）

事務局より連絡等ありませんか。

- ・ 農地利用最適化推進会議について
- ・ 農業祭の案内について
- ・ 許可証の発行について
- ・ その他

次回の定例総会は、11月17日、月曜日を予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和7年10月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14時 20 分